

奈良市公告第98号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告いたします。

令和6年4月22日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良さとやま SUMMER キャンペーンに係る広報物制作業務
- (2) 詳細 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和6年6月28日まで
- (4) 担当課 奈良市市民部東部出張所
電話 0742-93-0001

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての事項に該当することとします。

- (1) 令和5年度・令和6年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格者であること。
- (2) 過去2年以内に観光の誘客に関するパンフレットの企画・制作業務を2回以上実施した実績をもつ事業者。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 仕様書等を示す日時及び場所

(1) 日時

令和6年4月22日から令和6年5月15日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市市民部東部出張所（奈良市ホームページ上にも公開しています。）

4 仕様書等に関する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、奈良さとやま SUMMER キャンペーンに係る広報物制作業務にかかる質問書に質問内容を記入のうえ、電子メールにより提出してください。

ア 提出期限 令和6年5月9日午後3時まで

イ 提出先 奈良市市民部東部出張所

メールアドレス toububr@city.nara.lg.jp

(2) (1)の質問に対する回答は、令和6年5月10日午後5時までに電子メールで入札参加申請者全てに送付します。また、奈良市ホームページにおいても公開します。

5 入開札の場所及び日時

奈良市東部出張所 会議室（奈良市大柳生町4735）

令和6年5月16日 午前10時

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札参加申請に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 一般競争入札参加申請書

イ 業務実績調書

※契約書や仕様書等の写し、記載した実績が確認できる書類を添付すること。

(2) 入札参加申請方法

令和6年4月22日から令和6年5月9日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市市民部東部出張所に(1)の書類を持参又は郵送してください。

（郵送の場合は必着）

(3) 入札参加者の決定通知

令和6年5月10日までに入札参加申請者にEメール及び郵送にて通知します。入札参加決定通知後において入札参加不適合要件が判明した場合は、入札参加できません。

8 入開札に関する事項

(1) 入札方法 持参入札とします。

入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記入してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 再度入札 再度入札は2回を限度とします。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類が同封されていない入札
- ウ 委任状を持参しない代理人等による入札（年間を通じて委任されている者を除く。）
- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- カ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- キ 入札金額を訂正した入札
- ク 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札
- ケ 入札書の日付が入開札日でない入札
- コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

9 落札者の決定方法に関する事項

奈良市契約規則第10条の規定により設定された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとします。
- (3) 入札に関する問い合わせ先
奈良市市民部東部出張所
電話 0742-93-0001